

議案第五四号

専決処分事項の報告について

地方自治法第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙の通り専決したので、同条第三項の規定によつて報告し議会の承認を求めらる。

昭和四十三年五月二十七日 報告

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四拾参年五月露七日 承認

三朝町議会議長 矢田秀雄



昭和四十三年専決第七号

地方自治法第七十九条の規定により三朝町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例を専決する

昭和四十三年五月十日

三朝町長 坂出雅己

三期町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三期町国民健康保険税条例(昭和三十九年三期町条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「を課税標準とし、これに第五条の税率」を「に百分の二・六」に改め同条第二項中「所得税法

第五十七条第一項、第二項又は第三項」を「所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第四条中「を課税標準とし、これに第五条の税率」を「に百分の二十一」に改める。

第五条を次のように改める。

(被保険者均等割額)

第五条 第二条の被保険者均等割額は、被保険者一人について 十三百円とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(世帯別平等割額)

第五条の二第二条の世帯別平等割額は、一世帯について十九百五十円とする。

第九条第一項中「当該年度の納期の数で除して得た額」の下に「(その者の前年度の国民健康保険税の最後の納

期の税額に相当する額)」を加える。

第十一条 第二項第一号中「五百四十円」を「六百三十円」に、「九百円」を「九百九十円」に改め、同条同項

第二号中「四万円」を「四万五千円」に、「三百六十円」を「四百二十円」に、「六百元」を「六百六十円」に

改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。